

## バイオマス発電の燃料として用いられる木質ペレットに係る消防法上の取り扱いについて

---

令和5年12月4日  
消防庁危険物保安室

# バイオマス発電の燃料として用いられる木質ペレットに係る消防法上の取り扱いについて

- 一定数量以上の木質ペレットは、消防法上の「指定可燃物」として取り扱われる。  
(消防法第9条の4第1項、危険物の規制に関する政令第1条の12)
  - ※木質ペレットが「再生資源燃料」に該当する場合は、1,000キログラム以上となる場合に指定可燃物として取り扱われる。  
木質ペレットが「再生資源燃料」に該当しない場合は、「木材加工品及び木くず」に該当するものとして取り扱われ、10立方メートル以上となる場合に指定可燃物として取り扱われる。
- 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等は、市町村条例で定めることとされている。  
(消防法第9条の4第1項、第2項)
  - ※消防庁では、技術的助言として、火災予防条例(例)を示している。

## 【消防法】

### 第9条の4(指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準等)

危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で**火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という。)**その他指定可燃物に類する物品の**貯蔵及び取扱いの技術上の基準**は、**市町村条例**でこれを定める。

2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の**位置、構造及び設備の技術上の基準**(第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を除く。)は、**市町村条例**で定める。

## 【危険物の規制に関する政令】

### 第1条の12(指定可燃物)

法第9条の4の物品で政令で定めるものは、**別表第4の品名欄に掲げる物品**で、同表の数量欄に定める**数量以上**のものとする。

## 別表第4

品名	数量
再生資源燃料	1,000 キログラム
木材加工品及び木くず	10 立方メートル

備考5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

# 火災予防条例（例）による関係規定について【参考】

## 【火災予防条例（例）】

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条 指定可燃物のうち**可燃性固体類等以外の指定可燃物**（以下「**綿花類等**」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、**みだりに火気を使用しないこと**。
- 二 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、**係員以外の者をみだりに出入りさせないこと**。
- 三 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に**整理及び清掃**を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- 四 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上**安全な場所において廃棄**し、その他適当な措置を講ずること。
- 五 **再生資源燃料**（別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、**廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの**（以下「**廃棄物固形化燃料等**」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
  - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、**適切な水分管理**を行うこと。
  - ロ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、**適切な温度に保持**された廃棄物固形化燃料等に限り**受け入れること**。
  - ハ **3日を超えて集積する場合**においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう**5m以下の適切な集積高さ**とすること。
    - ニ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、**温度、可燃性ガス濃度の監視**により廃棄物固形化燃料等の**発熱の状況を常に監視**すること。
- 2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
  - 一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した**標識**並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した**掲示板**を設けること。
  - 二 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、**1集積単位の面積が200㎡以下**になるように区分するとともに、**集積単位相互間**に次の表に掲げる**距離を保つこと**。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、**温度計等により温度を監視**するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための**散水設備等を設置**した場合は、**この限りでない**。
  - 三 （略）
  - 四 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号イ及びこの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。
    - イ 廃棄物固形化燃料等の**発熱の状況を監視するための温度測定装置**を設けること。
    - ロ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に**発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造**とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための**散水設備又は不活性ガス封入設備**を設置した場合は**この限りでない**。

第34条の2 別表第8で定める数量の**100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）**、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における**火災の危険要因を把握**するとともに、前2条に定めるもののほか当該**危険要因に応じた火災予防上有効な措置**を講じなければならない。